

参考文献

リスト

- Atsushi Nomura, Koichi Imaoka, Hajime Imanishi, Hideaki Shimizu, Fumiko Nagura, Kayaho Maeda, Tatsuhito Tomino, Yoshiro Fujita, Masanobu Kimura, and Gerald H. Stein Affiliations. Human *Brucella canis* Infections Diagnosed by Blood Culture. Emerging Infectious Diseases. 2010, Vol.16, No.7, https://wwwnc.cdc.gov/eid/article/16/7/09-0209_article
- 今岡浩一. 犬ブルセラ症の現状と課題. 日本獣医師会雑誌. 2009, 62 巻, 1 号, <https://agriknowledge.affrc.go.jp/RN/2010772456.pdf>
- 今岡浩一. ブルセラ症の最近の話題. モダンメディア. 2009, 55 巻, 3 号, http://1.33.172.30/modern_media/backnumber/pdf/MM0903_03.pdf
- 打越綾子, 笠井憲雪, 佐藤衆介, 遠山潤, 三浦慎悟, 橋川央. 人と動物の関係を考える 仕切られた動物観を超えて. ナカニシヤ出版, 2018
- 打越綾子. 多頭飼育問題に関わる論点整理. 2019, https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/renkei/h30_01/mat03_1.pdf
- 打越綾子. 自治体行政の視点「多頭飼育問題に関する論点整理」. 総務省, 2020, https://www.soumu.go.jp/jitidai/jitidai_johohassiinn.html
- 小川高, 三島浩享, 神田隆, 新家俊樹, 高橋元秀, 杉山寛治. 鼻汁より毒素原性 *Corynebacterium ulcerans* が分離された家庭猫の 1 例. 日本獣医師会雑誌. 2010, 63 巻, 5 号, <https://agriknowledge.affrc.go.jp/RN/2030792117.pdf>
- 片岡康. 犬ブルセラ病の現状と清浄化に向けた課題. 日獣会誌. 2010, 63, https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8762846_po_a6.pdf?contentNo=1&alternativeNo=
- 片岡康. 人獣共通感染症 (ズーノーシス) —犬猫における細菌性ズーノーシス—. 日本臨床微生物学会雑誌. 2014, Vol.24, No.2, <http://www.jscm.org/journal/full/02402/024020093.pdf> Cummings School of Veterinary Medicine at Tufts University. "Hoarding of Animals Research Consortium (HARC)". <https://vet.tufts.edu/hoarding/>
- 環境省. "子犬と子猫の適正譲渡ガイド". 2009, https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2103b.html
- 環境省.動物愛護管理行政事務提要 (令和 2 年度版) 犬・猫の引取り等手数料及び不妊・去勢手術助成金, https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/statistics/files/r02/3_3.pdf
- 環境省. "宣誓！無責任飼い主 0 宣言！！". https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2706e.html
- 環境省. "猫の適正譲渡ガイドブック". 2013, https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2806a.html
- 環境省. 人とペットの災害対策ガイドライン ボランティアの活動と規範. 2020, http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0204a/a-1a.pdf
- 環境省. "ふやさないのも愛". https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2209.html
- 環境省. "もっと飼いたい?". https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2305a.html
- 環境省. 令和元年度 社会福祉施策と連携した多頭飼育対策推進事業アンケート調査報告書. 2020, https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/renkei/r01_04/mat02_2.pdf
- 環境省自然環境局. 人と動物の共通感染症に関するガイドライン. 2007, https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/infection/guideline.pdf
- 岸恵美子, 小宮山恵美, 滝沢香, 吉岡幸子. セルフ・ネグレクトの人への支援. 中央法規出版, 2015
- 岸恵美子. セルフ・ネグレクトの予防と支援の手引き. 2017, https://www.lab.toho-u.ac.jp/nurs/community_nurs/staff/tjoimi0000001s65-att/tjoimi0000001xz4.pdf
- Gary J. Patronek, Tufts University. Hoarding of Animals: An Under-Recognized Public Health Problem in a Difficult-to-Study Population. The Humane Society Institute for Science and Policy WBI Studies Repository. 1999, 114 (1), 81, <https://www.wellbeingintlstudiesrepository.org/cgi/viewcontent.cgi?article=1003&=&context=pascani&=&sei-redir=1&referer=https%253A%252F%252Fwww.bing.com%252Fsearch%253Fq%253Dan%252Bunderrecognize%252Bpublic%252Bhealth%252Bproblem%252Bin%252Ba%252Bdifficult-to-study%252Bpopulation%2526src%253DIE-TopResult%2526FORM%253DIE%2526conversationid%253D#search=%22an%20underrecognized%20public%20health%20problem%20difficult-to-study%20population%22>
- Ken Otsuji, Kazumasa Fukuda, Takeru Endo, Satoko Shimizu, Nobuya Harayama, Midori Ogawa, Akihiko Yamamoto, Kaoru Umeda, Toshiyuki Umata, Hiroyuki Seki, Masaaki Iwaki, Masayuki Kamochi, Mitsumasa Saito. The first fatal case of *Corynebacterium ulcerans* infection in Japan. JMM case reports. 2017, 4(8)
- 公益財団法人東京市町村自治調査会. ペット問題の解決がもたらす住民の生活環境向上に関する調査研

- 究報告書. 2020, https://www.tama-100.or.jp/cmsfiles/contents/0000000/891/pet_all.pdf
- ・ 公益財団法人日本都市センター. 自治体による「ごみ屋敷」対策－福祉と法務からのアプローチ. 2019, <http://www.toshi.or.jp/app-def/wp/wp-content/uploads/2019/04/report181.pdf>
 - ・ 厚生労働省. (参考) 認知症初期集中支援チームについて. <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000035310.pdf>
 - ・ 厚生労働省. ”動物由来感染症ハンドブック”. 2020, <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000484120.pdf>
 - ・ 厚生労働省. ”e-ヘルスネット, 健康用語辞典”. <https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/dictionary>
 - ・ 厚生労働省. ”動物由来感染症を知っていますか?”. <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000155663.html>
 - ・ 厚生労働省. ”障害のある人に対する相談支援について”. <https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/soudan.html>
 - ・ 厚生労働省. ”地域包括ケアシステム”. https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/
 - ・ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課. 子ども虐待対応の手引き (平成 25 年 8 月改正版) . 2013, https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_11.pdf
 - ・ 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室. 生活困窮者自立支援度等の推進について ②改正生活困窮者自立支援法等の施行に向けて. <https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000340727.pdf>
 - ・ 厚生労働省. 障害者総合支援法の給付・事業. <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/0000150448.pdf>
 - ・ 個人情報保護委員会. ”法令・ガイドライン等”. <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>
 - ・ 佐伯潤. 多頭飼育崩壊への臨床獣医師としての対応 (特集 多頭飼育の問題点 : 獣医師にできること) . Infovets. 2019, 22(2)
 - ・ 佐伯潤. 災害動物医療～動物を救うことが人命や環境を守る～ 公益社団法人大阪獣医師会における災害対策への取り組み. ファームプレス, 2018
 - ・ J.Saeki, C.Katukawa, M.Matubatyashi, H.Nakanishi, M. Furuya, H. Tani, K.Sasai, The detection of toxigenic *Corynebacterium ulcerans* from cats with nasal inflammation in Japan. *Epidemiology and infection*. 2015, 143(12)
 - ・ Jeffrey A. Lieberman, Ogi Ogas. 宮本聖也監訳, 柳沢圭子訳, Shrinks 誰も語らなかつた精神医学の真実. 2018
 - ・ 相馬武久, 河口雅登, 勝川千尋. 犬ブルセラ症が発生した犬繁殖場における抗菌剤投与による抗体価の変動. 日本獣医師会雑誌. 2013, 66 巻 2 号, <https://agriknowledge.affrc.go.jp/RN/2010851393.pdf>
 - ・ 高橋元秀. ジフテリア毒素原性 *Corynebacterium ulcerans* の感染症. 日本獣医師会雑誌. 2010, 63 巻, 11 号, <https://agriknowledge.affrc.go.jp/RN/2010800363.pdf>
 - ・ 橋理人, 小林菜苗, 猪熊壽, 鈴木宏志, 度会雅久. 犬の *Brucella canis* 感染に関する全国的疫学調査. 日本獣医師会雑誌. 2011, 64 巻, 7 号, <https://agriknowledge.affrc.go.jp/RN/2010813770.pdf>
 - ・ Chihiro Katsukawa, Takako Komiya, Hiroaki Yamagishi, Atsushi Ishii, Shunji Nishino, Shinya Nagahama, Masaaki Iwaki, Akihiko Yamamoto, Motohide Takahashi. Prevalence of *Corynebacterium ulcerans* in dogs in Osaka, Japan. *Journal of Medical Microbiology*. 2012, 61, https://www.microbiologyresearch.org/deliver/fulltext/jmm/61/2/266_jmm034868.pdf?pending=false
 - ・ 剣陽子. 公衆衛生活動報告 犬の多頭飼育事例に対し多機関連携で取り組んだ 2 事例. 日本公衆衛生雑誌. 2020, 第 67 巻, 2 号, https://www.jstage.jst.go.jp/article/jph/67/2/67_19-036/_pdf/-char/ja
 - ・ 鍋島圭, 佐藤真伍, 壁谷英則, 大井誠明, 丸山総一. 我が国の飼育犬、収容犬及び野犬における *B.Canis* 抗体の保有状況. 平成 29 年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会講演. 2017
 - ・ 古荘純一, 江端資雄, 細川雅人, 横山章光, 泉幸広. 特集 2 第 17 回学術大会シンポジウム 2 「多頭飼育」問題を考える. 2011
 - ・ 箕輪さくら. 多頭飼育崩壊への自治体の法的アプローチ. 都市とガバナンス. 2019, 第 31 号, http://www.toshi.or.jp/app-def/wp/wp-content/uploads/2019/04/reportg31_4_2.pdf
 - ・ Randall Lockwood, Ph.D. 山崎佐季子翻訳, 山崎恵子監訳, アニマル・ホーディング : 動物と人間の課題への対応. 2020
 - ・ Luis Henrique Paloski, Elisa Arrienti Ferreira, Dalton Breno Costa, María Laura del Huerto. Animal hoarding disorder: a systematic review. *Psico*. 2017, 48(3), https://www.researchgate.net/publication/320139427_Animal_hoarding_disorder_a_systematic_review

動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

（昭和四十八年法律第五号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵かん養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

（基本原則）

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

第三章 動物の適正な取扱い

第一節 総則

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。この場合において、その飼養し、又は保管する動物について第七項の基準が定められたときは、動物の飼養及び保管については、当該基準によるものとする。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

（地方公共団体の措置）

第九条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について動物の所有者又は占有者に対する指導をすること、多数の動物の飼養及び保管に係る届出をさせることその他の必要な措置を講ずることができる。

第二節 第一種動物取扱業者

（基準遵守義務）

第二十一条 第一種動物取扱業者は、動物¹の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

第四節 周辺の生活環境の保全等に係る措置

第二十五条 都道府県知事²は、動物¹の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

2 都道府県知事²は、前項の環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事²は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事²は、動物¹の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

- 5 都道府県知事²は、前三項の規定の施行に必要な限度において、動物¹の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に係るのある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。
- 6 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
- 7 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、第二項から第五項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立入検査に関し、必要な協力を求めることができる。

第四章 都道府県等の措置等

（犬及び猫の引取り）

- 第三十五条 都道府県等³（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。
- 2 前項本文の規定により都道府県等³が犬又は猫を引き取る場合には、都道府県知事等⁴（都道府県等³の長をいう。以下同じ。）は、その犬又は猫を引き取るべき場所を指定することができる。
 - 3 前二項の規定は、都道府県等³が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。この場合において、第一項ただし書中「犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして」とあるのは、「周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の」と読み替えるものとする。
 - 4 都道府県知事等⁴は、第一項本文（前項において準用する場合を含む。次項、第七項及び第八項において同じ。）の規定により引取りを行った犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者がいると推測されるものについてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努めるとともに、所有者がいないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努めるものとする。
 - 5 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市、中核市及び第一項の政令で定める市の長を除く。）に対し、第一項本文の規定による犬又は猫の引取りに関し、必要な協力を求めることができる。
 - 6 都道府県知事等⁴は、動物の愛護を目的とする団体その他の者に犬及び猫の引取り又は譲渡しを委託することができる。
 - 7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項本文の規定により引き取る場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。
 - 8 国は、都道府県等³に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第一項本文の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

（犬及び猫の繁殖制限）

- 第三十七条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。
- 2 都道府県等³は、第三十五条第一項本文の規定による犬又は猫の引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

第四章の二 動物愛護管理センター等

（動物愛護管理センター）

- 第三十七条の二 都道府県等³は、動物の愛護及び管理に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県等³が設置する施設において、当該部局又は施設が動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 動物愛護管理センターは、次に掲げる業務（中核市及び第三十五条第一項の政令で定める市にあつては、第四号から第六号までに掲げる業務に限る。）を行うものとする。
 - 一 第一種動物取扱業の登録、第二種動物取扱業の届出並びに第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業の監督に関すること。
 - 二 動物の飼養又は保管をする者に対する指導、助言、勧告、命令、報告の徴収及び立入検査に関すること。
 - 三 特定動物の飼養又は保管の許可及び監督に関すること。
 - 四 犬及び猫の引取り、譲渡し等に関すること。
 - 五 動物の愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
 - 六 その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務を行うこと。

（動物愛護推進員）

- 第三十八条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱するよう努めるものとする。
- 2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。
 - 一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
 - 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
 - 三 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。

- 四 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をする
こと。
五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力を
すること。

(協議会)

第三十九条 都道府県等、動物の愛護を目的とする一般社団法人又は一般財団法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行つている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

第五章 雑則

(獣医師による通報)

第四十一条の二 獣医師は、その業務を行うに当たり、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、遅滞なく、都道府県知事その他の関係機関に通報しなければならない。

(地方公共団体への情報提供等)

第四十一条の四 国は、動物の愛護及び管理に関する施策の適切かつ円滑な実施に資するよう、動物愛護管理担当職員の設置、動物愛護管理担当職員に対する動物の愛護及び管理に関する研修の実施、動物の愛護及び管理に関する業務を担当する地方公共団体の部局と畜産、公衆衛生又は福祉に関する業務を担当する地方公共団体の部局、都道府県警察及び民間団体との連携の強化、動物愛護推進員の委嘱及び資質の向上に資する研修の実施、地域における犬、猫等の動物の適切な管理等に関し、地方公共団体に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第六章 罰則

- 第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。
- 2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。
- 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる
 - 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

第四十六条の二 第二十五条第三項又は第四項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

¹ 本項において、「動物」は、哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。

² 本項における都道府県知事には、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長を含む。

³ 本項において、「都道府県等」は、都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市、その他政令で定める市（特別区を含む。）をさす。

⁴ 本項において、「都道府県知事等」は、都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市、その他政令で定める市（特別区を含む。）の長をさす。

社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関する検討会 委員名簿

(五十音順 敬称略)

氏名	所属	役職
打越 綾子 (座長)	成城大学法学部	教授
岸 恵美子	東邦大学看護学部	教授
佐伯 潤	帝京科学大学生命環境学部 くずのは動物病院	准教授 院長、獣医師
佐藤 尚治	社会福祉法人 長野県社会福祉協議会	主任
藤田 弓実子 (第1～4回検討会：吉岩 宏樹)	川崎市健康福祉局保健所生活衛生課	課長
横山 章光	あいわクリニック	院長

<オブザーバー>厚生労働省政策統括官(総合政策担当)付政策統括室

社会福祉施策と連携した多頭飼育対策検討会の開催経緯

開催回	開催日	主な議題
第1回	平成31年 3月15日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会の背景と趣旨について ・多頭飼育問題について ・社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に向けた課題整理
第2回	令和元年 8月8日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護管理法の改正について ・アンケート調査の実施について ・ケーススタディの実施について
第3回	令和元年 12月19日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の結果について ・ガイドラインの骨子(案)について
第4回	令和2年 2月27日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の分析結果について ・ヒアリング調査の結果について ・骨子(案)をふまえたガイドラインの作成作業について
第5回	令和2年 10月15日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関するガイドライン骨子(案)
第6回	令和3年 2月3日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関するガイドライン(仮称)(案)

人、動物、地域に向き合う
多頭飼育対策ガイドライン
～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～

令和3年3月 発行

発行 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
TEL : 03-3581-3351

編集 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2